



共生の未来—東京会議

# 地域から見た多文化共生 —共生の未来事業の課題

NPO法人 CTN(中信多文化共生ネットワーク)代表理事@長野県・松本市  
信州大学グローバル化推進センター教授

佐藤 友則

# 地方：長野県での多文化共生の活動1

- 90年代：飯田市、上田市を中心に日系の方が定住開始
  - ブラジル由来の住民比率 全国4位など
  - 戦前に長野→南米に多くの移民
- 2006年 総務省の報告→ 2007年に両市で多文化共生推進の計画制定
  - 松本市、長野市は大きく出遅れる
- 2008年、松本でCTN発足→ 市との協働 深化→ 急速に発展
- 駒ヶ根市、小諸市などでも地域の日本語教育活動 盛ん  
→ NPO法人や市民団体が長く活動継続
- 多文化共生の祭なども県内各地で実施
- 2010頃リーマンショック、2011東日本大震災→ 大量に帰国

## 地方：長野県での多文化共生の活動2

- 長野県： 外国人住民の集住地域ではない
- 松本市、長野市、安曇野市など： 浜松市、上田市のような外国人集住都市会議メンバーではない
- 一般の人が外国人住民と接する機会： それほど多くない
- しかし 製造業、農業が盛ん→ 実は外国人住民が重要な人材
- とはいえ集住地域ほど制度や一般人の外国人受入**意識**が進んでいない

# 松本市の多文化共生のNPO法人 CTN(中信多文化共生ネットワーク)の活動

- 理念

1. 多様性があり安全安心な地域社会をつくる
2. 国籍を問わず、すべての子どもの可能性を引き出す環境を作る

- 松本市と協働で複数の多文化共生の活動 実践

- **松本市子ども日本語教育センター**

- 外国人児童・生徒の日本語 & メンタル面のサポート
- 松本市内の小中学校に日本語支援員を派遣 → 1対1で支える

# CTN(中信多文化共生ネットワーク)の活動 2

- **松本市多文化共生プラザ**
  - 2012年 開始→ 2019年 法務省の一元的相談窓口に
  - 松本市民(日本人)の外国人受入意識向上の活動も多数展開
- **松本市地域日本語教育推進事業**
  - 文化庁関連：日本語交流員を用いた「新たな地域日本語教室」の模索
  - [Online]プロの教師＋日本語支援員 複数 で指導
- それなりの成果：集住地域ではない中規模地方都市としてはハイレベル
  - 県内No.2の外国人住民数：4,048人

**受託 年1,300万以上**

## 課題： **現状では限界あり！**

- ーNPOが地方自治体と協働しての活動
- ー一部の先進地域が実施する試験的取組

⇒日本全体の「外国人受入れに関わる課題」の解決 ❌

⇒日本で共に生きていく外国人を招き入れる流れ、日本人の意識変化 ❌

⇒外国人と協働して将来の日本の発展を支える動き ❌

- 地方自治体が主体では限界あり

# 今後の動き(案)

- 1. 地方と中央の動き: 政治的に連携強化
  - 日本の多文化共生の現場 = 地方
  - 国会議員、官僚など政治を動かす勢力 = 中央

⇒ 連携を強化し、国会に切実な声を伝える

  - 同時に、各地方でも選出の国会議員に訴求

現在、連携が弱い

## 2. 基本法の制定と所轄官庁の新設

- 日本語教育、入管行政、労働などの問題 個別解決: 極めて困難

⇒ 基本法を制定して抜本的に体制強化 & 所轄官庁で一元実施

- 長野県、安曇野市、松本市の議会: 基本法制定の意見書を国会に提出
- 立憲民主党「多文化共生社会基本法案」国会に提出
- 国民の意識変化を待つ時間: もはや日本に残されていない

2021~2年

2022/6月

# 2022/7/25「なぜ基本法が必要か？」セミナー

- オンライン： 290名 参加(410名 申し込み)
  - 法曹、日本語教育、地方自治体から非常に多くの参加者
- 登壇者： 山脇啓造(研究者)、嶋田和子(日本語教育)、出井博文(弁護士)、横浜市 & 浜松市(行政関係者)、丸山文 & 佐藤友則(NPO法人)
  - 衆議院議員のコメント： 務台俊介(自民党)、下条みつ(立憲民主党)
- それぞれの立場から
  1. 地方の取組だけでは限界
  2. 基本法と所轄官庁新設 を求めた
- 最後に「長野宣言」を採択

# 多文化共生社会基本法の制定を国に求める長野宣言

Nagano Declaration calling on the government to enact the Basic Law for a Multicultural Society

- 多文化共生セミナー「なぜ基本法が必要なのか」に集まった私たちは、お互いの知見と経験を共有し、多文化共生社会基本法の制定について討議した。
- 1990年代以降続く少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展の中、そして過去10年の外国人住民の増加と多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を受け、国籍や民族にかかわらず、誰もが人権を尊重され、差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、多様性に富んだ活力ある多文化共生社会の形成は、重要な課題となっている。

- 総務省による「地域における多文化共生推進プラン」策定以来、全国の地方自治体において、多文化共生の地域づくりに向けた様々な取組が、着実に進められてきたが、**地方自治体単独では限界がある**。自治体に加え、国、事業者、そして市民団体が連携・協働して取り組んでいくことが必要である。
- **そこで、多文化共生社会の形成に関する基本理念を明らかにするとともに、国、自治体、事業者及び市民団体の多文化共生社会の形成における役割を示し、その連携と協働を推進するため、多文化共生社会基本法の制定を国に求めることをここに宣言する。**

多文化共生セミナー「なぜ基本法が必要なのか」

登壇者一同

## 終わりに

- 日本経済新聞 2023/2/7 社説
- 「古い固定的な(意識) → 多くの人の生きづらさの原因になっている。大事なものは、現実を直視し、今後どんな取組が必要か、政府や国会などで幅広く議論することだ。」
- **今、真に求められていること**